

福岡市民間建築物アスベスト除去等の補助制度について

制度の内容

吹付けアスベスト等が施工されているおそれのある建築物で、分析調査や除去等工事を行う場合に、建築物の所有者等にその費用を補助する制度です。

目的

民間建築物のアスベストの除去等を促進することにより、アスベストの飛散による市民の健康被害を予防し、良好な生活環境の保全を図ることを目的にしています。

補助限度額の UP!

H25 から、指定建築物の除去工事に限り、現行 120 万円の補助限度額を **300 万円** に拡充しました。

※指定建築物とは、福岡市建築基準法施行条例 第6条の2 第1項 別表第1の対象区域内（警固断層に着目した建築物の耐震対策）に存する延べ面積が1,000㎡以上の建築物。



補助対象建築物

- ・当該建築物の除却の予定のないこと
- ・建築基準法が適用される増改築等の予定のないこと。
- **分析調査事業**
 - ・吹付けアスベストが施工されているおそれのある建築物
- **除去等事業**
 - ・多数の人が利用する建築物（多数の人が共同で利用する部分で、附属の機械室等を含む）
※例えば、店舗、事務所、共同住宅（共用部分に限る）、駐車場などの建物です。
- **補助対象者**
 - ・補助対象建築物の所有者又は共同住宅（分譲マンション等）の管理組合などの代表者
 - ・分析調査事業及びアスベスト除去等事業に関し、他の補助金等を受けていないこと
 - ・市税の滞納がないこと
 - ・大規模の事業者でないこと（中小企業基本法第2条第1項第1号から第4号に定められている、資本金の額又は出資の総額及び常時使用する従業員の数を超えてその事業を営むもの。）

※予算が無くなり次第、申請を締め切りいたします。

補助対象事業と補助金額

● 分析調査事業

- ・アスベストを含んでいる可能性のある吹付け材について行うアスベスト含有の調査。
- ・調査に要する費用の全額。ただし、25万円を限度とします。

● 除去等事業

- ・アスベストを含む吹付け材（綿状で露出したもの）の除去、封じ込め、囲い込みの措置を行う工事
- ・除去等工事に要する費用の2/3以内の額で以下限度額以内。

補助限度額別対象一覧

対象建築物	指定建築物		左記以外の建築物
	除去工事	封じ込め工事 囲い込み工事	除去工事 封じ込め工事 囲い込み工事
工 法			
補助限度額	300万円 (現行120万円から引上げ)	120万円 (現行どおり)	120万円 (現行どおり)

※アスベストを含む吹付け材とは、「吹付けアスベスト」又は「アスベスト含有ロックウール」でアスベスト含有率が0.1重量%を超えて含有しているものをいいます。

※除去とは、アスベストを含有した建築材料を除去することをいいます。

※封じ込めとは、飛散防止剤を用いてアスベストが含有した建築材料を被覆し、又は含有したアスベストを建築材料に固着させることをいいます。

※囲い込みとは、アスベストが含有した建築材料を板等のアスベストを透過しない材料で、囲い込むことをいいます。

問い合わせ先

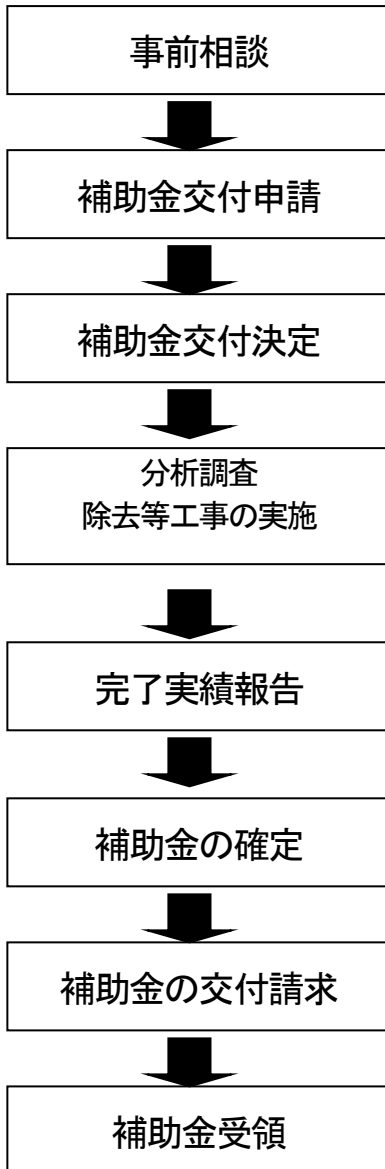
福岡市住宅都市局建築指導部建築指導課

電話 092-711-4573

FAX 092-733-5584

E-mail kenchikushido.HUPB@city.fukuoka.lg.jp

補助金交付までの流れ



●事前相談が必要です。

補助申請にあたっては、補助対象要件等の確認のため事前相談を行っていただきます。

※ご相談の際には、『配置図』『平面図』『現況写真』をお持ち下さい。

注 意！

●交付決定前の実施は補助対象となりません。

補助金交付決定前に、調査や工事又はその契約を行ったものについては、補助の対象とはなりません。
必ず補助金交付決定後に実施して下さい。

●敷地単位で1回の補助となります。

補助金交付は、「建築敷地」単位とし、同一敷地内の補助は、分析調査事業、除去等事業ともに1回のみとなります。

複数棟の対象建物がある場合はご確認下さい。

●関係法令遵守のこと。

除去等については、関係法令による届出や、耐火性能回復工事など関係法令は遵守して下さい。

関連法	届 出	届出先
労働安全衛生法	工事計画届	福岡中央労働基準監督署 092-761-5605（代表） 福岡東労働基準監督署 092-661-3770
石綿障害予防規則	建築物解体等作業届	
大気汚染防止法	特定粉じん排出等実施届	福岡市環境局環境保全課 092-733-5386
建設リサイクル法	事前届出	福岡市住宅都市局建築物安全推進課 092-711-4574